

品川区障害児福祉手当および特別障害者手当等事務取扱要綱

制定	昭和 61 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 34 号
改正	平成 9 年 4 月 1 日	要綱	第 22 号	
改正	平成 15 年 7 月 14 日	要綱	第 67 号	
改正	平成 17 年 11 月 17 日	要綱	第 94 号	
改正	平成 16 年 9 月 18 日	要綱	第 115 号	
改正	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定	要綱	第 535 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	区長決定	要綱	第 168 号
改正	平成 28 年 7 月 5 日	区長決定	要綱	第 220 号
改正	平成 31 年 2 月 1 日	部長決定	要綱	第 155 号
改正	令和 4 年 1 月 11 日	部長決定	要綱	第 14 号

(趣旨)

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当および特別障害者手当ならびに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）に基づく福祉手当（以下三つの手当を総称して「特別障害者手当等」という。）の支給に関する事務の取扱い手続については、法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）ならびに障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(文書の取扱い)

第2条 特別障害者手当等の請求者または届出人に対する通知、照会等の文章を作成するときは、なるべく平易な文体を用い、必要があるときは、ふりがなをつけ、または注釈を加える等適宜な方法を講じて記載内容を容易に了解させるよう努めるものとする。

2 特別障害者手当等の請求者、届出人その他の関係者から提出された請求書または届出書等の記載事項に軽微かつ明白な誤りがある場合において、これを容易に補正できるものであるときは、当該職員が適宜その誤りを補正して受理するよう努めるものとする。

(備付帳簿等)

第3条 区長は、特別障害者手当等の各手当毎に次の帳簿等を備えるものとする。ただし、(5)については同一の交付簿として差し支えないものとする。

- (1) 関係書類受付処理簿（以下「受付処理簿」という。）
- (2) 受給者台帳（様式第 1 号・第 2 号・第 3 号。）
- (3) 支給停止簿
- (4) 支給廃止簿
- (5) 特別障害者手当等調査員証交付簿（以下「調査員証交付簿」という。）

(受付処理簿)

第4条 受付処理簿は、次に掲げる記入欄を設けるものとする。

- (1) 受付（再提出）年月日
- (2) 返付年月日
- (3) 受理年月日
- (4) 整理番号

(5) 件名（氏名）

(6) 処理経過

(7) 備考

2 受付処理簿は、特別障害者手当等に関する請求書および届書等の種類別の受付順に整理するものとする。

（受給者台帳）

第5条 受給者台帳は、受給資格の認定順に整理番号を附して整理する。また、その内容を磁気ディスクに記録して保存・管理することにより、これに代えることができる。

（支給停止簿）

第6条 支給停止簿は、支給停止となっている受給資格者に係る受給者台帳を編入し整理する。また、必要に応じて支給停止となっている受給資格者に係る受給者台帳内容を記した書類を作成することにより、これに代えることができる。

（支給廃止簿）

第7条 支給廃止簿は、受給資格を失った者および品川区の区域外に住所を変更した受給者に係る受給者台帳を編入し整理する。また、必要に応じてその内容を記した書類を作成することにより、これに代えることができる。

（調査員証交付簿）

第8条 調査員証交付簿は、次に掲げる記入欄を設けるものとする。

(1) 調査員証番号

(2) 交付年月日

(3) 返納年月日

(4) 受領者の職および氏名

(5) 受領印

(6) 交付取扱者印

(7) 返納取扱者印

(8) 備考

2 調査員証交付簿は、特別障害者手当等調査員証を交付し、または返納があったつど整理するものとする。

（認定請求書の処理）

第9条 特別障害者手当等の支給要件に該当する者から障害児福祉手当認定請求書または特別障害者手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは次により処理するものとする。

(1) 受付処理簿の件名（氏名）欄および受付（再提出）欄に件名、氏名および受付年月日をそれぞれ記入すること。

(2) 認定請求書の記載および添付書類等に不備がないかどうか確認すること。

(3) 規則第18条の規定により、認定請求に係る添付書類が省略されているときは認定請求書の備考欄に省略された書類の名称を記入すること。

(4) 認定請求書等に、第2条第2項の規定によっては補正できない程度の不備があるときは受付処理簿の返付欄に返付年月日を記入とともに、当該認定請求書等を請求者に返付し、補正のうえ再提出するよう指導すること。

- (5) 前号の規定により、返付した認定請求書を補正して再提出があったときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出年月日を記入すること。
- (6) 再提出された書類を点検の結果、不備がないと認めたときは、受付処理簿の備考欄にその旨を記入するとともに、受理年月日欄に受理年月日を記入すること。

(審査)

第10条 特別障害者手当等の受給資格の審査は、提出された書類等に基づき、次の事項について行うこと。

- (1) 請求者の障害の程度
 - (2) 住所地
 - (3) 令第6条に規定する障害を支給事由とする給付の受給の有無（障害児福祉手当の場合）
 - (4) 法第17条第2号に規定する障害児入所施設または規則第1条各号に規定する施設への入所の有無（障害児福祉手当の場合）
 - (5) 法第26条の2第1号に規定する障害者支援施設または規則第14条各号に規定する施設への入所の有無および法第26条の2第3号に規定する病院または診療所に継続して三月を超える入院の有無（特別障害者手当の場合）
- 2 受給資格の認定にあたり、特に必要があると認められるときは、法第36条に規定する調査等を行いまたは法第37条に規定する措置をとること。

(受給資格を認定した場合の処理)

第11条 前条の規定によって審査した結果、受給資格を認定したときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書の認定年月日欄に認定年月日および支給開始年月日を記入すること。
 - (2) 受付処理簿の処理経過欄に認定の旨を記入すること。
 - (3) 受給者台帳を作成すること。
- 2 障害児福祉手当認定通知書および特別障害者手当認定通知書（様式第4号。以下「認定通知書」という。）を交付するときは、次によるものとする。
- (1) 認定通知書と受給者台帳とを照合し、相違がないかどうか確認すること。
 - (2) 認定通知書を受給資格者に交付すること。
 - (3) 受付処理簿の処理経過欄に認定通知書の交付年月日を記入すること。
 - (4) 受給資格者の死亡等により明らかに受給資格が消滅していることが認められるときは、認定通知書の交付を停止するとともに、受給者台帳の備考欄に交付停止の理由および交付停止年月日を記録すること。

(受給資格を認めなかった場合の処理)

第12条 第10条の規定により審査した結果、受給資格を認めないと決定したときは次により処理すること。

- (1) 認定請求書の却下年月日欄に却下年月日を記入すること。
- (2) 受付処理簿の処理経過欄に却下の旨を記入すること。
- (3) 障害児福祉手当認定請求却下通知書および特別障害者手当認定請求却下通知書（様式第5号。以下「却下通知書」という。）を請求者等に交付すること。
- (4) 受付処理簿の処理経過欄に却下通知書の交付年月日を記入すること。

(認定請求時の所得状況届の処理)

第 13 条 受給資格の認定請求時において規則第 2 条および第 15 条の規定による障害児福祉手当所得状況届または特別障害者手当所得状況届（以下「所得状況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 所得状況届の記載内容と規則第 2 条第 4 号および第 5 号ならびに規則第 15 条第 4 号および第 5 号に規定する添付書類の内容または課税台帳等の公簿によって確認した内容とが一致しているかどうか審査すること。

（2） 前号の規定により審査した結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア 所得状況届の審査欄に所得制限非該当の旨を記入すること。

イ 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記録すること。

(現況届の処理)

第 14 条 規則第 5 条および第 16 条において準用する規則第 5 条の規定により受給者等から定時の障害児福祉手当所得状況届、特別障害者手当所得状況届または福祉手当所得状況届（以下「現況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 前条第 1 号の規定の例により審査すること。

（2） 前号の規定により審査の結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア 現況届の審査欄に所得制限非該当の旨を記入すること。

イ 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記録入すること。

ウ 規則第 13 条および第 16 条において準用する規則第 13 条の規定により現況届の提出を受けたものについては、障害児福祉手当支給停止解除通知書、特別障害者手当支給停止解除通知書または福祉手当支給停止解除通知書（様式第 6 号。以下「支給停止解除通知書」という。）当該受給資格者に交付すること。

2 前項の現況届の提出のときに、施設への入所状況等に関する届書（障害児福祉手当現況届、特別障害者手当現況届、福祉手当現況届（様式第 11 号、第 12 号、第 13 号））の提出を受ける。受けたときは、必要に応じて処理するものとする。

(支給の停止)

第 15 条 第 13 条または第 14 条の規定による審査の結果、支給の停止を決定したときは、次により処理するものとする。

（1） 所得状況届または現況届の審査欄に所得制限該当の旨を記入すること。

（2） 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記録すること。

（3） 障害児福祉手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止通知書または福祉手当支給停止通知書（様式第 8 号。以下「支給停止通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。

（4） 受付処理簿の処理経過欄に支給停止の旨および支給停止通知書の交付年月日を記入すること。

(被災状況書の処理)

第 16 条 規則第 2 条および第 15 条の規定により障害児福祉手当被災状況書、特別障害者手当被災状況書または福祉手当被災状況書（以下「被災状況書」という）の提出を受けたときは、第 13 条第 1 号の規定の例により審査すること。

- 2 前項の規定により審査した結果、法第 22 条第 1 項または法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 1 項に該当すると決定したときは次によること。
- (1) 被災状況書の審査欄に法第 22 条第 1 項または法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 1 項に該当する旨を記入すること。
 - (2) 受給者台帳の備考欄に被災状況書の受理年月日および法第 22 条第 1 項または法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 1 項に該当する旨を記録するとともに支給停止解除年月日を記録すること。
 - (3) 受給者台帳の支給停止期間を訂正すること。
 - (4) 受給者台帳の支払記録欄中、当該支給停止解除された月分にかかる金額欄にそれぞれ支給すべき手当の額を記録すること。
 - (5) 支給停止解除通知書を当該受給資格者に交付すること。
 - (6) 受付処理簿の処理経過欄に支給停止解除通知書の交付年月日を記入すること。
- 3 第 1 項の規定により審査した結果、法第 22 条第 1 項または法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 1 項に該当しないと決定したときは、次によること。
- (1) 被災状況書の審査欄に法第 22 条第 1 項または法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 1 項に非該当の旨を記入すること。
 - (2) 受給者台帳の備考欄に被災状況書の受理年月日および法第 22 条第 1 項または法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 1 項に非該当の旨を記録すること。
 - (3) 障害児福祉手当被災非該当通知書、特別障害者手当被災非該当通知書、または福祉手当被災非該当通知書（様式第 7 号。以下「被災非該当通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。
 - (4) 受付処理簿の処理経過欄に被災非該当通知書の交付年月日を記入すること。

（現況届が未提出の場合の取扱い）

第 17 条 現況届が所定の期間内に提出されないため所得状況等について確認できないときは、当該受給者に対して文書により、提出期日を指定し現況届の提出について督促するとともに、当該現況届が提出されるまでの間特別障害者手当等の支給を差し止める旨通知すること。

（氏名変更届の処理）

第 18 条 規則第 7 条および第 16 条において準用する規則第 7 条の規定により氏名変更届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄および受付欄に件名（氏名）および受付年月日を記入すること。
- (2) 氏名変更届の記載およびその添付書類に不備がないかどうか審査すること。
- (3) 前号の規定によって審査した結果、不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入すること。
- (4) 受給者台帳の氏名欄を訂正すること。

（住所変更届の処理）

第 19 条 規則第 8 条および第 16 条において準用する規則第 8 条の規定により住所変更届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- 1 区の区域内における住所変更届の提出を受けたときは前条の規定の例により処理する

こと。

2 区の区域を超えた住所変更に伴う住所変更届の提出を受けたときは、次によること。

(1) 転入に伴う住所変更届の提出を受けたとき。

ア 旧住所地を所管する区市町村（福祉事務所）に対し、受給者台帳の写の送付を求めるここと。

イ 受給者台帳の写の送付を受けたときは、当該受給者台帳の写に基づき新たに受給者台帳を作成し、備考欄に旧住所地を所管する区市町村（福祉事務所）から移管された旨を記録すること。

(2) 転出に伴う住所変更届の提出を受けたとき、受給者台帳の受給資格喪失欄に所要事項を記録すること。

(受給資格喪失届等の処理)

第 20 条 受給者から障害児福祉手当資格喪失届、特別障害者手当資格喪失届もしくは福祉手当資格喪失届（様式第 9 号。以下「資格喪失届」という。）または障害児福祉手当死亡届、特別障害者手当死亡届もしくは福祉手当死亡届（様式第 14 号。以下「死亡届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳の受給資格喪失欄に所要事項を記録すること。

(2) 障害児福祉手当資格喪失通知書、特別障害者手当資格喪失通知書または福祉手当資格喪失通知書（様式第 10 号。以下「資格喪失通知書」という。）を届出人等に交付すること。

2 受給資格を喪失した月以前の月分にかかる手当でまだその者に支払われていない手当があるときは次によること。

(1) 受給者台帳の受給資格喪失欄に当該所要事項を記録すること。

(2) 受給者台帳の備考欄に未支払手当の合計額と未支払いとなっている月数を記録すること。

(資格喪失届が未提出の場合の処理)

第 21 条 資格喪失届または死亡届が提出されていない場合であっても、区において、当該受給者が受給資格を喪失し、または死亡したことを確認したときは、前条の規定の例により処理すること。

(支払開始期日)

第 22 条 特別障害者手当等の支払開始期日は各支払期月の 10 日とすること。

2 支払開始期日が日曜日もしくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、支払開始期日を繰り上げ、その直前の日曜日等でない日とする。

(手当の支払等)

第 23 条 特別障害者手当等の支払いは次によるものとする。

(1) 受給者台帳に基づき、障害児福祉手当支払対象者一覧表、特別障害者手当支払対象者一覧表および福祉手当支払対象者一覧表（以下「支払対象者一覧表」という。）を作成すること。

(2) 起案文書に支払対象者一覧表を附して、特別障害者手当等給付費の支出について決定を経ること。

2 特別障害者手当等は、金融機関を通じて支払うこととし、所定の支払日に支払うこと

ができるように、事前に当該金融機関に資金を交付（振込）しておくものとする。

（支払後の整理）

第 24 条 金融機関からの振込通知書等と支払額とに相違がないかどうか確認のうえ、当該振込通知書等を整理するものとする。

2 振込通知書等に基づき、受給者台帳の支払記録欄を整理するものとする。

（支払いの調整）

第 25 条 法第 26 条の 4 に規定する支給の調整を行う必要があるときは認定通知書を交付した後誤認定その他の事由により手当の支払額が不足しまたは過剰になっていることが判明し、支払いの調整を行う必要があるときは、次により受給者台帳を整理すること。

（1） 支払記録欄の追加または減額支給を行うべき支払期日の金額欄に支払調整後の支払総額を記録するとともに備考欄に調整事由を記録すること。

（2） 減額調整を行う場合で、減額すべき額が次期支払期日にかかる支払額（以下「次期支払額」という。）以上であるときは次によること。

ア 減額すべき額が次期支払額と同額であるときは、次期支払期月にかかる金額欄は「0」と記録すること。

イ 減額すべき額が次期支払額を超えるときは、当該次期支払期月については、金額欄に「0」と記録し、次期支払期月の次の支払期月欄については、第 1 号の規定の例により記録すること。

（受付年月日の記入）

第 26 条 認定請求書または届書の提出を受けたときは、当該認定請求書または届書に必ず受付年月日を記入すること。

（帳簿等の保存期間）

第 27 条 帳簿は、それぞれ完結の日の属する年（年度）の翌年（翌年度）から次の期間保存するものとする。

（1） 認定請求書およびその決定に係る書類	5年
（2） 認定診断書	5年
（3） 受給者台帳	5年
（4） 受付処理簿	2年
（5） 調査員証交付簿	1年
（6） 所得状況届	2年
（7） 被災状況届	2年
（8） その他の届書	1年

付 則

この要綱は昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年9月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月11日から適用する。

第1号様式

申請	年月日	障害児福祉手当受給者台帳						認定番号	第号
認定	年月日							支給開始年月	年月
受給者	氏名		個人番号		男女	生年月日	年月日	年令	才
	住所	電話()							
		()							
		()							
障害の程度	級度	障害名	手帳番号						
所得状況	年次	届出	所得制限(非)該当	支給停止期間		令別表第一号該当			
	年	有・無	該・非(災)	年月～年月		配偶者		個人番号	
	年	有・無	該・非(災)	年月～年月		扶養義務者 (続柄)	別居同居 ()	個人番号	
	年	有・無	該・非(災)	年月～年月					
	年	有・無	該・非(災)	年月～年月		備考			
	年	有・無	該・非(災)	年月～年月					
	年	有・無	該・非(災)	年月～年月					
資格消滅年月日			消滅事由						

氏名			整理番号				
年度	支給月額	支給期間				備考	
		5月	8月	11月	2月		
振替 口座	銀行名	支店名	口座番号		変更年月日	備考	
			普當				
			普當				
			普當				

第2号様式

申請	年月日	特別障害者手当受給者台帳						認定番号	第号
認定	年月日							支給開始年月	年月
受 給 者	氏名		個人番号		男女	生年月日	年月日	年令	才
	住所	電話()							
		()							
		()							
障害の程度	級度	障害名	手帳番号						
所得状況	年次届出	所得制限(非)該当	支給停止期間			令別表第二号及び号又は号該当			
	年 有・無	該・非(災)	年月～年月			配偶者		個人番号	
	年 有・無	該・非(災)	年月～年月			扶養義務者 (続柄)	別居同居 ()	個人番号	
	年 有・無	該・非(災)	年月～年月						
	年 有・無	該・非(災)	年月～年月			備考			
	年 有・無	該・非(災)	年月～年月						
	年 有・無	該・非(災)	年月～年月						
資格消滅年月日			消滅事由						

氏名		整理番号				
年度	支給月額	支給期間				備考
		5月	8月	11月	2月	
振替 口座	銀行名	支店名	口座番号		変更年月日	備考
			普当			
			普當			
			普當			

第3号様式

申請	年月日	福祉手当受給者台帳 (経過措置)						認定番号	第号
認定	年月日							支給開始年月	年月
受 給 者	氏名		個人番号		男女	生年月日	年月日	年令	才
	住所	電話()							
		()							
		()							
障害の程度	級度	障害名	手帳番号						
所得状況	年次届出	所得制限(非)該当	支給停止期間			令別表第一号該当			
	年	有・無	該・非(災)	年月	~	年月	配偶者		個人番号
	年	有・無	該・非(災)	年月	~	年月	扶養義務者 (続柄)	別居 ()	個人番号
	年	有・無	該・非(災)	年月	~	年月			
	年	有・無	該・非(災)	年月	~	年月	備考		
	年	有・無	該・非(災)	年月	~	年月			
	年	有・無	該・非(災)	年月	~	年月			
資格消滅年月日			消滅事由						

氏名		整理番号				
年度	支給月額	支給期間				備考
		5月	8月	11月	2月	
振替 口座	銀行名	支店名	口座番号		変更年月日	備考
			普當			
			普當			
			普當			

様

手当認定通知書

番号

年 月 日

品川区長

年 月 日付けて請求のありました

手当の受給資格については、

次のとおり認定しましたので通知します。

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当 月額		支給開始 年 月	年 月
支払は右の 口座に振込 みます			

◎裏面の注意をよく読んでください。

(様式第4号)

(裏 面)

注意

1. 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月分までの分をまとめて支払うこととなっています。
また、支払方法は、当該支払月の10日ごろに、指定の銀行口座に振り込まれます。
2. この手当を受けるには、毎年8月12日から9月11日の間に、あなたや、あなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
3. あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に障害者福祉課に届け出してください。
4. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
5. この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記4の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

手当却下通知書

番号

年 月 日

品川区長

年 月 日付けで請求のありました

手当の受給資格については、

次の理由により認定を却下しましたので通知します。

氏 名	
住 所	
却下理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（様式第5号）

様

手当支給停止解除通知書

番号

年 月 日

品川区長

あなたの 手当については、次のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

氏名	
住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	年 月から

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（様式第6号）

障害児福祉手当
特別障害者手当 被災非該当通知書
(福祉手当)

年 月 日付で被災状況書の提出がありましたが、下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

氏名	
住所	
被災状況非該当の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

年 月 日

品川区長

印

様

様

手当支給停止通知書

番号

年 月 日

品川区長

あなたの 手当については、次のとおり、支給停止しましたので通知します。

氏 名		
住 所		
支 給 停 止 の理由		
支 給 停 止 の期間	年 月から	年 月まで

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（様式第8号）

障害児福祉手当
特別障害者手当
経過的福祉手当

資格喪失届

(ふりがな) 受給者氏名	
受給者住所	品川区
受給資格が なくなつた 理由	1 障害年金等を受けるようになった。 (種類) 2 施設に入所した。 (種類) 3 病院、診療所に3ヶ月を超えて入院するに至った。 4 障害の程度が法施行令第1条に掲げる障害の状態に該当しな くなつた。 5 その他 ()
上記の理由が 発生した日	年 月 日

障害児福祉手当
特別障害者手当 を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。
経過的福祉手当

年 月 日

氏名 _____
(受給資格者)

品川区長 あて

様

手当資格喪失通知書

番号

年 月 日

品川区長

次のとおり、

手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

氏 名			
住 所			
支 給 停 止 の理由			
支 給 停 止 の期間	年 月から	年 月まで	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（様式第10号）

障害児福祉手当現況届

1 家族状況

	氏名	続柄	住所
受給資格者		—	
配偶者			
扶養義務者			

※ 扶養義務者は、同一世帯で障害児の方の生活費を主に負担している直系血族および兄弟姉妹の方を記入してください。

2 障害年金等の受給状況 (該当するものに○印をつけてください)

※ 障害年金等とは、裏面に記載した公的年金等です

- (1) 受給していない
- (2) 受給している (公的年金等の名称を下記に記入してください)

年金の名称	種類	年金証書番号	受給開始年月
			年 月

※ 年金を受給している場合は、年金証書の写しを添付してください。

3 施設への入所状況 (該当するものに○印をつけてください)

- (1) 入所しなかった
- (2) 入所した 施設名 : _____
(入所年月日 : 年 月 日 ~ 年 月 日)
- (3) 入所予定 施設名 : _____
(入所予定期限 : 年 月 日)

4 所得状況等の確認について (どちらかに○印をつけてください)

- (1) 公簿等により調査してください。
- (2) 年度住民税課税証明書を提出します。

上記のとおり届出します。

年 月 日 住 所 _____

受給資格者 氏名 _____

電 話 () _____

品 川 区 長 あて

障害児福祉手当の受給資格が喪失となる、
障害を支給事由とする公的年金等一覧

下記の公的年金等を現在受けている人、またはこれから受けことになった場合は、障害児福祉手当は支給されません。

もしも支給を受けたときは、後日返還をして頂くことになりますのでご留意ください。

記

- 1 国民年金法に基づく障害基礎年金
- 2 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金および国民年金法等の一部を改正する法律（以下「法律第34号」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 3 船員保険法に基づく障害年金および法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 4 国家公務員等共済組合法に基づく障害共済年金および国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 5 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金および地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 6 私立学校教職員共済組合法に基づく障害共済年金および私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 7 移行農林共済年金のうち障害共済年金および移行農林年金のうち障害年金並びに特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- 8 労働者災害補償保険法に基づく障害補償年金および障害年金
- 9 国家公務員災害補償法（他の法律において準用する場合も含む）に基づく障害補償年金
- 10 地方公務員災害補償法に基づく障害補償年金および同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの

特別障害者手当現況届

1 家族状況

	氏名	続柄	住所
受給資格者		—	
配偶者			
扶養義務者			

※ 扶養義務者は、同一世帯で障害者の方の生活費を主に負担している直系血族および兄弟姉妹の方を記入してください。

2 施設への入所状況 (該当するものに○印をつけてください)

- (1) 入所しなかった
- (2) 入所した 施設名: _____
(入所年月日: 年 月 日 ~ 年 月 日)
- (3) 入所予定 施設名: _____
(入所予定年月日: 年 月 日)

3 病院への入院状況 (該当するものに○印をつけてください)

- (1) 入院しなかった
- (2) 入院した 病院名: _____
(入院年月日: 年 月 日 ~ 年 月 日)
- (3) 入院予定 病院名: _____
(入院予定年月日: 年 月 日)

4 障害年金等の確認について (どちらかに○印をつけてください)

- (1) 受給していない
- (2) 受給している (別紙「令和2年中に支給された公的年金等の総額について」をお読みください。)

5 所得状況等の確認について (どちらかに○印をつけてください)

- (1) 公簿等により調査してください。
- (2) 年度住民税課税証明書を提出します。

上記のとおり届出します。

年 月 日

住 所 _____

受給資格者 氏 名 _____

電 話 () _____

品川区長 あて

経過的福祉手当現況届

1 家族状況

	氏名	続柄	住所
受給資格者		—	
配偶者			
扶養義務者			

※ 扶養義務者は、同一世帯で障害者の方の生活費を主に負担している直系血族および兄弟姉妹の方を記入してください。

2 障害年金等の受給状況 (該当するものに○印をつけてください)

※ 障害年金等とは、裏面に記載した公的年金等です

- (1) 受給していない
- (2) 受給している (公的年金等の名称を下記に記入してください)

年金の名称	種類	年金証書番号	受給開始年月
			年 月

※ 年金を受給している場合は、年金証書の写しを添付してください。

3 施設への入所状況 (該当するものに○印をつけてください)

- (1) 入所しなかった
- (2) 入所した 施設名: _____
(入所年月日: 年 月 日 ~ 年 月 日)
- (3) 入所予定 施設名: _____
(入所予定年月日: 年 月 日)

4 所得状況等の確認について (どちらかに○印をつけてください)

- (1) 公簿等により調査してください。
- (2) 年度住民税課税証明書を提出します。

上記のとおり届出します。

年 月 日

住 所

受給資格者 氏 名

電 話

()

品 川 区 長 あて

福祉手当の受給資格が喪失となる、
障害を支給事由とする公的年金一覧

下記の公的年金等を現在受けている人、またはこれから受けことになった場合は、福祉手当は支給されません。

もしも支給をうけたときは、後日返還をして頂くことになりますのでご留意ください。

記

- 1 国民年金法に基づく障害基礎年金
- 2 厚生年金保険法に基づく障害年金
- 3 船員保険法に基づく障害年金
- 4 恩給法（他の法律において準用する場合も含む）に基づく年金たる給付で障害を支給事由とするもの
- 5 国家公務員等共済組合法および国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく障害年金
- 6 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付で障害を支給事由とするもの
- 7 地方公務員等共済組合法に基づく障害年金および地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に基づく年金たる給付で障害を支給事由とするもの
- 8 私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 9 移行農林共済年金のうち障害共済年金、移行農林年金のうち障害年金および特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- 10 国會議員互助年金法に基づく公務傷病年金
- 11 執行官法附則第13条の規定に基づく増加恩給に相当する恩給
- 12 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付で障害を支給事由とするもの
- 13 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金
- 14 労働者災害補償保険法に基づく障害補償年金および障害年金
- 15 国家公務員災害補償法（他の法律において準用する場合を含む）に基づく障害補償年金
- 16 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例の規定に基づく年金たる障害補償
- 17 地方公務員災害補償法に基づく障害補償年金および同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの
- 18 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく介護手当
- 19 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当
- 20 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金

障害児福祉手当
特別障害者手当
経過的福祉手当

受給資格者死亡届

ふりがな		認定番号
受給資格者氏名		第号
受給資格者住所	品川区	丁目番号
死亡年月日	年	月 日

上記のとおり、受給資格者が死亡したので届け出ます。

年 月 日

住 所.....

氏 名.....

(受給資格者との続柄.....)

電 話 (.....)

品 川 区 長 あて

(様式第14号)